

「令和4年度版 市税概要」正誤表

下記の内容に誤りがありましたので、訂正してお詫び申し上げます。

記

【訂正箇所1】P.26 (2) 法人市民税調定額の推移 ①決算調定額

(誤)

(2) 法人市民税調定額の推移

① 決算調定額

年度	均等割額 (円)	前年度 対比	法人税割額(円)	前年度 対比	合計 (円)	前年度 対比	申告法人数 (人)
令和3年度	428,048,700	98.5%	999,602,200	71.5%	1,427,650,900	83.8%	3,486
令和2年度	434,403,600	100.5%	1,397,731,700	109.9%	1,832,135,300	107.5%	3,418
令和元年度	432,257,800	101.6%	1,271,836,100	72.4%	1,704,093,900	78.1%	3,395
平成30年度	425,291,100	95.5%	1,756,455,700	149.8%	2,181,746,800	134.9%	3,362

(正)

(2) 法人市民税調定額の推移

① 決算調定額

年度	均等割額 (円)	前年度 対比	法人税割額(円)	前年度 対比	合計 (円)	前年度 対比	申告法人数 (人)
令和3年度	428,048,700	98.5%	999,602,200	71.5%	1,427,650,900	77.9%	3,486
令和2年度	434,403,600	100.5%	1,397,731,700	109.9%	1,832,135,300	107.5%	3,418
令和元年度	432,257,800	101.6%	1,271,836,100	72.4%	1,704,093,900	78.1%	3,395
平成30年度	425,291,100	95.5%	1,756,455,700	149.8%	2,181,746,800	134.9%	3,362

【訂正箇所2】 P.37 (10) 参考資料 ④給与収入のある納税義務者の男女別年度推移

(誤)

区分 収入金額の段階	令和3年度			
	男性 (人)	女性 (人)	不明 (人)	合計 (人)
100万円以下	5,036	10,218	30	15,284
100万円を超え 110万円以下	432	1,464	6	1,902
110万円を超え 120万円以下	394	955	6	1,355
120万円を超え 130万円以下	332	932	7	1,271
130万円を超え 140万円以下	303	413	3	719
140万円を超え 150万円以下	314	424	6	744
150万円を超え 200万円以下	1,661	2,452	20	4,133
200万円を超え 300万円以下	4,282	5,840	34	10,156
300万円を超え 500万円以下	10,187	7,854	64	18,105
500万円を超え 700万円以下	7,535	2,897	17	10,449
700万円を超え 1,000万円以下	6,777	1,495	4	8,276
1,000万円を超え 2,000万円以下	3,667	373	3	4,043
2000万円を超える 金額	398	33	0	431
合計	41,318	35,350	200	76,868
前年比較	△ 1,180	△ 1,513	△ 100	△ 2,793

(正)

区分 収入金額の段階	令和3年度			
	男性 (人)	女性 (人)	不明 (人)	合計 (人)
100万円以下	5,340	11,048	38	16,426
100万円を超え 110万円以下	458	1,423	18	1,899
110万円を超え 120万円以下	424	920	7	1,351
120万円を超え 130万円以下	284	908	8	1,200
130万円を超え 140万円以下	298	481	4	783
140万円を超え 150万円以下	330	445	7	782
150万円を超え 200万円以下	1,777	2,580	26	4,383
200万円を超え 300万円以下	4,489	5,993	57	10,539
300万円を超え 500万円以下	10,350	7,665	79	18,094
500万円を超え 700万円以下	7,707	2,787	15	10,509
700万円を超え 1,000万円以下	6,720	1,395	4	8,119
1,000万円を超え 2,000万円以下	3,535	340	1	3,876
2000万円を超える 金額	395	27	0	422
合計	42,107	36,012	264	78,383
前年比較	△ 391	△ 851	△ 36	△ 1,278

【訂正箇所3】 P.38 (10) 参考資料 ⑤給与収入のある納税義務者の年齢別年度推移

令和3年度に係る数値を全て訂正いたしました。